

議案第1号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成26年9月5日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

文化財の県指定について

平成26年9月5日
文化財課

下記の文化財の県指定および追加指定について、平成25年6月28日、平成26年6月3日及び平成26年7月15日に鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成26年8月11日に開催された同審議会において審議され、県指定および追加指定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財に指定するものです。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	指定基準
新興寺文書 <small>しんこうじ</small>	鳥取市	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

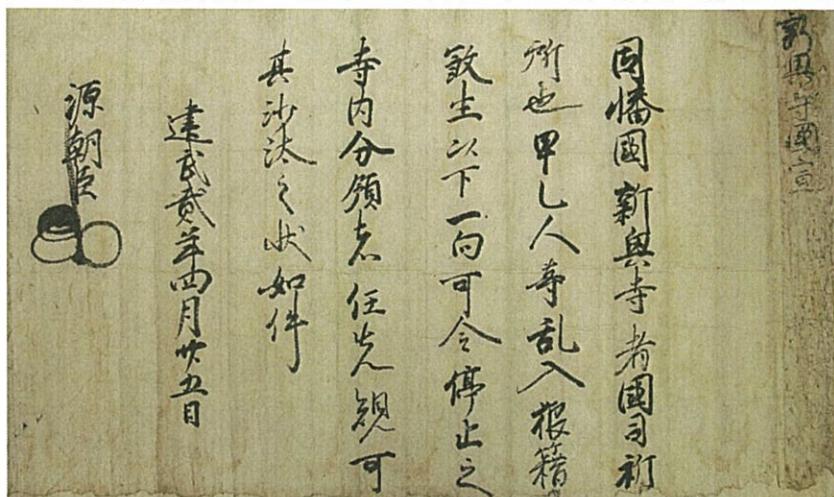
<指定理由>

新興寺は和銅年間（708～715年）に始まったとされ、平安時代には因幡における密教信仰の拠点となっていた。

ここに新興寺に関連する中世文書が12通ある（現在は県立博物館に寄託）が、この内、承久の乱（1221年）後、新補地頭（*）として隣接する安井保に着任した青木実俊が寺領を侵犯したため寺と争ったという記事は、因幡の地頭について具体な人物が確認できる唯一の事例である。また、因幡守護となつた名和長年が新興寺の寺領を安堵した書状は、全国的にも数例しかない長年の書状としても貴重である。

県内に残る中世文書が少ない中で、数量的にまとまっているだけでなく、南北朝動乱期における寺および周辺地域の様相を知ることができる点で学術的価値が極めて高い。

*承久の乱後、鎌倉幕府が朝廷方から没収した土地に新たに補任した地頭の意。



名和長年安堵状

【指定】鳥取県保護文化財

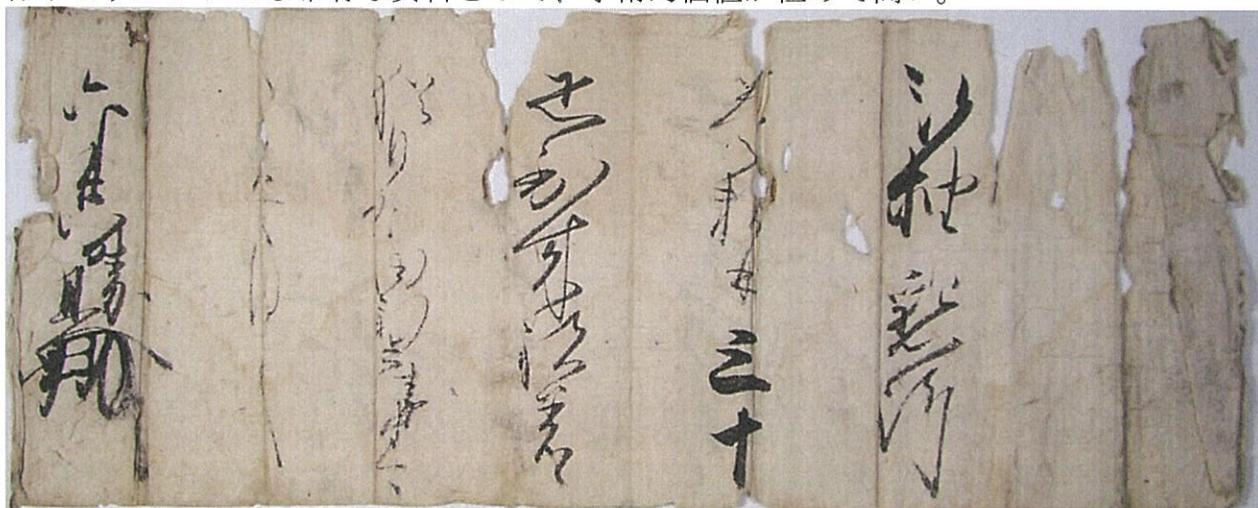
名称	所在地	指定基準
伯耆国八橋郡 上伊勢村方見神社 神職池本家資料	鳥取市	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

<指定理由>

方見神社は、伯耆国中央部を流れる加勢蛇川の左岸に位置し、かつては上伊勢御宮などとも称され、古くから伊勢神宮の拠点の一つであったと考えられる。

本資料は、方見神社神主であった池本家に伝來した文書（現在は県立博物館に寄贈）である。そのうち、中世文書（およびそれに準じる近世初期の文書）は8通伝来している。戦国時代にこの地域にも勢力をおよぼした尼子勝久や吉川元春の関係史料としても貴重であるが、特に、加勢蛇川や津波並（北栄町妻波）に架かる橋の修造工事に対し、現地の住民たち（「地下中」）が動員され、地域社会が作業を担って行われたことがわかる点は、重要である。

県内に残された中世文書は少なく、まとまって伝來していること、および地域社会の様子をうかがわせる希有な資料として、学術的価値が極めて高い。



尼子勝久書状

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	指定基準
古郡家1号墳出土遺物一括	鳥取市	考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

<指定理由>

鳥取市古郡家字上ノ山に所在する古郡家1号墳から出土した考古資料である。

古郡家1号墳は、標高4.8mの上ノ山丘陵部に立地する全長92.5mを測る因幡地方で最大級の前方後円墳で、後円部墳頂部にて3基の埋葬施設（中央棺、南棺、北棺）が確認されている。

埋葬施設からは、鉄製武器、短甲、青銅鏡、玉類等が出土している。このうち中央棺

から出土したハツ手葉形銅製品は、同型品では奈良県新沢 500 号墳（国史跡新沢千塚古墳群内）からの出土が知られるのみであり、北棺から出土した短甲は長方板革綴短甲の類例中最古に位置付けられるなど、畿内との強いつながりを示唆する貴重な資料が含まれている。

また、墳丘からは家形埴輪、円筒埴輪、朝顔形埴輪の破片が多数採集され、これらは、山陰における埴輪祭祀導入の実態を知るうえで貴重な資料である。

以上のように、本古墳出土資料は山陰地方における古墳時代史を考える上で、重要な一括資料として学術的価値が極めて高い。



ハツ手葉形銅製品

古郡家 1 号墳の出土品



長方板革綴短甲

【追加指定】鳥取県有形民俗文化財

名 称	所在地	指定基準
馬場八幡人形芝居道具	鳥取市	1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

<指定理由>

馬場八幡人形芝居道具は、鳥取市馬場に伝わる八幡永楽座芝居道具である。昭和 34 年にその一式が県指定有形民俗文化財に指定され、点数は、人形頭 30 点、衣装 106 点、幕その他 12 点の計 148 点となっている。

しかし、とくに人形の衣装や幕などは経年劣化や退色など、本来の彩色状態を永くとどめることは難しく、できるだけ早い段階で画像記録を作成し、文化財の本来的な姿を保存する必要が生じた。

そのため、平成 22 年度から 4 ヶ年をかけて詳細調査と画像記録作成を行い、結果を報告書としてまとめ、平成 26 年 3 月に刊行したところである。その過程で指定当時の点数と齟齬を来していることが判明し、このたびあらためて整理した結果を基に、指定点数を確定した上で、362 点および附 7 点を指定文化財として整理するものである。



武内宿禰と応神天皇



着流

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数 () は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財	257(3)	国指定文化財	119
	保護文化財	123	国宝・重要文化財	56
	絵画	19	絵画	3
	古文書	4(2)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	14	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	19(1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	21	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	名勝	7	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	54	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	7	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
県選択			国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき		記録作成等の措置を講ずべき	
	無形の民俗文化財	2	無形の民俗文化財	9